

給 3 - 3 5
平成 2 3 年 3 月 1 5 日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局給与局
給与第三課長

平成 2 3 年人事院指令 1 4 - 1 により職務専念義務を免除された非常勤職員の給与の取扱いについて（通知）

平成 2 3 年人事院指令 1 4 - 1（平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）により職務に専念する義務が免除された非常勤職員については、当該職務に専念する義務が免除された期間、給与法第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、給与を支給することができるものと解されるので、念のため通知します。

以 上